

行財政改革実施計画

(令和6年度～令和7年度)

令和6年3月

若桜町

目次

1	基本方針	2
2	計画期間	2
3	計画の推進	2
4	計画の体系	3
	(1) 位置づけ	3
	(2) 施策一覧表	4
5	施策の具体的取り組み	5
	基本方針1：持続可能な財政運営の推進	5
	(1) 持続可能な財政運営の推進	5
	(2) 適切な町有財産管理の推進	6
	基本方針2：簡素で効率的な行政の仕組みづくりと人材育成の推進	7
	(1) 簡素で効率的な行政組織の構築	7
	(2) 簡素で効率的な行政事務の構築	8
	(3) 職員の意識改革・能力向上	9
	基本方針3：町民協働によるまちづくりの推進	10
	(1) 町民参加型の行政運営の推進	10
	(2) 町民に開かれた町政の推進	11

1 基本方針

本計画は、第3次若桜町行財政改革大綱（以下「大綱」といいます。）に定める3つの基本方針のもと、改革を推し進めるため若桜町総合計画や総合戦略に掲げた主要な施策の取り組み内容や達成目標について示すものです。

【第3次若桜町行財政改革大綱基本方針】

- 持続可能な財政運営の推進
- 簡素で効率的な行政の仕組みづくりと人材育成の推進
- 町民協働によるまちづくりの推進

2 計画期間

大綱の実施期間である、令和6年度（2024年度）から令和7年度（2025年度）までの2か年度とします。

3 計画の推進

本計画を推進するにあたり、以下の点に重点を置きます。

- ・職員一人ひとりが行財政改革を自らの課題として認識し、スピード感を持って改革に取り組みます。
- ・より実効性のある計画となるよう、関係各課が主体的に取り組み、全庁挙げて改革に取り組みます。
- ・関係各課の主体的な取り組みはもちろん、行政改革推進本部において、改革に係る重要事項の決定や各種調査・調整・進行管理を行い、着実に改革を推し進めます。
- ・社会経済情勢の変化、町民ニーズの多様化等に的確に対応するため、計画期間中、必要に応じて取組項目の追加や内容の充実などの改定を行います。

4 計画の体系

(1) 位置づけ

「第10次若桜町総合計画基本計画」、「第2期若桜町総合戦略」に掲げた次の施策を着実に実施するため、これまでの町の体制や活動を見直す計画として位置付け、様々な制度や組織体制、仕事のやり方を見直し、社会経済状況の変化に対応しながら、最適な行政サービスを効率的に提供し、サービスの質を向上させていく取り組みとします。

	基本目標	施策の内容		大綱の基本方針		
若桜町総合計画	安全で快適に暮らしやすいまち	①地域防災力の向上 ②交通安全・防災対策の充実 ③住環境の整備 ④脱炭素社会の実現・環境の保全	⑤公共交通の確保 ⑥道路交通の維持 ⑦情報化の推進 ⑧地籍調査の推進	持続可能な財政運営の推進	簡素で効率的な行政の仕組みづくりと人材育成の推進	町民協働によるまちづくりの推進
	みんなを大切にし、子どもを産み育てやすいまち	①地域福祉の充実 ②高齢者福祉の充実 ③障がい者福祉の充実	④結婚・出産・子育ての支援 ⑤住民の健康づくり ⑥医療の確保			
	豊かな心と体を育み、人材を育てるまち	①学校教育・幼児教育の充実 ②社会教育・生涯学習の充実 ③人権・同和教育の推進 ④男女共同参画の推進	⑤文化・芸術の振興 ⑥文化財の保護・活用 ⑦スポーツ・レクリエーションの振興			
	豊かな自然を活かし、産業が活性化するまち	①農業・畜産の振興 ②有害鳥獣対策 ③林業の振興	④地域経済の循環促進 ⑤観光の振興			
	住みたい・訪れたい・楽しみたい魅力的なまち	①国際交流の推進 ②国内交流の推進 ③移住・定住の促進				
	住民参加のまち	①住民が主役のまちづくり ②地域コミュニティの再生	③健全で効率的な行政運営 ④自主財源の確保			
	基本目標	重点施策	目標値			
若桜町総合戦略	すべての人にやさしいまちづくり	①子育て環境の整備 ②生活基盤の充実 ③福祉の向上 ④地域防災力の向上 ⑤移住・定住の推進	出生数：15人 合計特殊出生率：1.65 社会増減数：△12人 移住者数：200人			
	地域資源を活かしたまちづくり	①交流人口の増加 ②特産品の振興	観光入込客数：30万人 町内宿泊施設延べ宿泊者数：2万人			
	豊かな自然のなかで営むしごとづくり	①就労支援 ②産業の振興	起業・創業・継業者数：10件 農林業新規就業者数：5人 木材搬出量：27,000m ³			

(2) 施策一覧表

基本方針		
施策	取組項目	取組内容
1 持続可能な財政運営の推進		
(1) 持続可能な財政運営の推進	①補助費、物件費等の見直し及び事業中止の検討	1 補助金等の基準設定と段階的見直し 2 消耗品・備品の適正管理と経費節減 3 庁舎管理の徹底と光熱水費等の節減 4 物件費の事務見直しと業務の効率化
	②徴収対策の強化	1 町税等収納率の向上 2 減免措置等の見直し 3 滞納整理の推進
	③財源の確保・拡充	1 税外収入の拡充 2 国・県支出金の活用
(2) 適切な町有財産管理の推進	①公共施設等の適正管理	1 公共施設の適正保有と維持管理 2 使用料等の見直し 3 未利用地・未利用施設の売却指針の策定
	②公用車管理の見直し	1 規定の整備と車両の適正管理 2 車両の有効活用
2 簡素で効率的な行政の仕組みづくりと人材育成の推進		
(1) 簡素で効率的な行政組織の構築	①機構改革の推進	1 組織・機構及び事務分掌の見直し 2 職務権限と決裁ラインの見直し 3 横断型組織の活用
	②定員管理の適正化	1 定員の適正化 2 業務量に応じた適正な人員配置
	③働き方改革の推進	1 特定事業主行動計画の推進 2 恒常的な時間外労働の削減 3 イベントの精査による休日勤務の削減
(2) 簡素で効率的な行政事務の構築	①行政サービスの提供時間、提供手段の見直し	1 公共施設の休館日等の見直し 2 役場窓口以外での住民票等交付の検討
	②行政のデジタル化	1 押印見直しの実施 2 ペーパーレスの推進 3 行政手続きの電子化 4 既存システムの再点検と最適化 5 システム標準化への対応
	③事務事業の見直し	1 マニュアルの整備 2 職場内の整理整頓 3 電子決裁の推進
(3) 職員の意識改革・能力向上	①意識改革・能力向上のための研修等	1 人材育成基本方針の見直し 2 各種研修の充実 3 研修受講のための環境整備
3 町民協働によるまちづくりの推進		
(1) 町民参加型の行政運営の推進	①町民協働の仕組みづくり	1 協働手段の基準整備 2 「町民の声」の仕組みづくり 3 パブリックコメントの制度化
	②民間活力の利用促進	1 指定管理制度適用の推進 2 民間への委託・譲渡の検討
(2) 町民に開かれた町政の推進	①情報公開	1 行政評価制度の導入 2 効果的な情報発信

5 施策の具体的取り組み

基本方針 1：持続可能な財政運営の推進

歳入面では、自主財源が全体の2割に満たない中で、人口減少による地方交付税交付金の減額や歳入における地方債の増加といった課題がある一方、歳出面でも今後、公債費の増加による「財政構造の硬直化」が一層進むと予想されます。また、公共施設の一斉更新問題に伴う経費の増加も見込まれます。

こうした課題はもちろんのこと、今後の社会経済状況の変化や新たな行政需要にも的確に対応できる、安定した財政構造の確立に向けて、歳入、歳出の両面から改革に取り組みます。

(1) 持続可能な財政運営の推進

①補助費、物件費等の見直し

これまでも様々な業務改善により経費削減を図ってきたところですが、引き続きより効率のよい業務の方法やコストの低い代替手段の検討、明確な基準による補助事業等の再点検を行い、事業の見直しを行います。

取組内容	達成目標
1 補助金等の基準設定と段階的見直し及び事業中止の検討	・補助金等の交付について標準的な基準を設け、現行の補助金等を再点検し、段階的な見直しを実施します。 ・新たな補助金等を検討する際には、特定財源の確保に努めるとともに基準に沿った検討を徹底して行います。
2 消耗品・備品の適正管理と経費節減	・消耗品及び備品について可能な範囲で管理の集約化を行い、有効活用と経費節減を図ります。 ・消耗品と備品の仕分けを明確にし、備品の管理を徹底します。 ・中古品の導入制度を制定し、経費節減を図ります。 ・印刷時に両面印刷、集約印刷、裏面印刷を利用し、紙消費量減による費用節減を図ります。
3 庁舎管理の徹底と光熱水費等の節減	・光熱水費・燃料費の節減のため、庁舎管理のルールを再点検し、周知徹底します。
4 物件費の事務見直しと業務の効率化	・旅費や通信運搬費等について可能な範囲で事務を集約し、事務効率の向上と経費の適正化を図ります。 ・町が作成している各種パンフレットについて、内容を精査し、統合や部数の調整を行います。 ・町が賃貸している施設について、使用状況を精査し使用頻度が少ない施設については統合する等を行い経費の削減を行います。

②徴収対策の強化

歳入増加への取り組みの基本は、町税をはじめとする各種収入金の収納率を向上させることです。確実な収納が見込める口座振替を奨励するとともに、コンビニまたはスマホ決済による納付を可能とすることで利便性を高め、現時点でも高い徴収率のさらなる向上を目指します。また、現行の減免措置を公益上の必要性や継続性を検討したうえで段階的に見直すとともに、滞納整理の強化と新たな滞納を防ぐ取り組みを行います。

取組内容		達成目標
1	町税等収納率の向上	・口座振替を奨励するとともに、コンビニまたはスマホ決済による納付を可能とし、利便性を図ります。
2	減免措置の見直し	・現行の減免措置について公益上の必要性や継続性を検討したうえで段階的に見直します。
3	滞納整理の推進	・積極的な債権回収による収納未済額の削減と新たな滞納を防ぐ取り組みを行います。 ・債権管理マニュアルの策定と研修を行います。

③財源の確保・拡充

厳しい財政状況の中、これまでもふるさと応援寄附金や自動販売機のまちづくり支援事業寄附金に取り組んでいるところですが、さらなる工夫を行い、より一層の財源の拡充に取り組めます。

取組内容		達成目標
1	税外収入の拡充	・ふるさと納税制度利用促進のため、返礼品の充実等に取り組めます。 ・ふるさと納税コンサル委託し、ノウハウを活用します。 ・新たな税外収入として、町広報誌や町公式ホームページへの有料での広告掲載を広く呼びかけます。
2	国・県支出金の活用	・国や県補助金を有効に活用します。

(2) 適切な町有財産管理の推進

①公共施設等の適正管理

高度成長期に整備された公共施設の大量一斉更新時期の到来は、今後の財政運営の大きな課題となっています。「若桜町公共施設等総合管理計画」「若桜町公共施設個別施設計画」に基づき、財政負担の軽減・平準化と公共施設の最適な配置の実現を目指します。

取組内容		達成目標
1	公共施設の適正保有と維持管理	・公共施設の複合化、集約化等を検討し適正保有と維持管理に取り組めます。
2	使用料等の見直し	・施設使用料や、減免制度の精査と、受益者負担のあり方を検証し、段階的な見直しを行います。
3	未利用地・未利用施設の売却指針の策定	・未利用地・未利用施設の売却指針を策定し、有効活用または処分を行います。

②公用車管理の見直し

現在、各課等で個別に管理をしている公用車について、出来る限り管理を集約することで事務の簡素化を図るとともに車両を有効活用し、将来的に段階的な保有台数の削減と維持管理費の節減を目指します。

取組内容		達成目標
1	規程の整備と車両の適正管理	・庁舎自動車管理規程を整備し、車両管理を集約することで車両の適正な維持管理と事務の効率化を図ります。
2	車両の有効活用	・車両管理を集約しシステム上での利用予約を可能とすることで車両を有効活用し、段階的な保有台数の削減を目指します。

基本方針 2：簡素で効率的な行政の仕組みづくりと人材育成の推進

行財政改革の目的は、社会経済状況の変化に対応できるよう、町の様々な制度や仕事のやり方を見直すことです。地方分権の進展等による業務量の増加や業務の複雑化等への対応や行政のデジタル化など取り組む課題は多く、業務・組織の変革や行政サービスの見直しは必要不可欠です。また、組織だけではなく、同じことは町の職員にも当てはまります。職員の意識改革を個人レベルの問題として捉えるだけでなく、職員の意識改革を支え、推進するための職場内の制度、仕組みについても改革していく必要があります。

(1) 簡素で効率的な行政組織の構築

①機構改革の推進

組織としての能力をアップするためには、職員個人が変わるとともに組織も変わっていく必要があります。職員一人ひとりのマンパワーを組織として十分に発揮できるよう、組織のマネジメント強化と迅速な意思決定の視点から、組織や権限の見直しを進めていきます。

取組内容		達成目標
1	組織・機構及び事務分掌の見直し	・事務効率と実効性の向上のため、事務分掌の見直しと施策の重要度・緊急度に応じた分かりやすく、即応性に優れた組織・機構の再編と事務分掌の見直しを行います。
2	職務権限と決裁ラインの見直し	・意思決定の迅速化のため、職務権限の見直しと各課の決裁ラインの見直しを行います。
3	横断型組織の活用	・現在の幹部会議や定期的な課内会議を充実させるとともに、重要課題の迅速な解決に向け、プロジェクト・チーム設置規程を策定し、横断的な組織の設置と統一的な運用を図ります。

②定員管理の適正化

「若桜町定員管理適正化計画」に基づき、定員管理適正化への取り組みを行うとともに、重要課題や業務量の変化に応じた人員配置を行い、柔軟で機能性の高い組織による効率的、効果的な行政運営を行います。

取組内容		達成目標
1	定員の適正化	・令和7年度まで退職者補充のみとするとともに、年齢構成のバランスに配慮した採用とすることで、必要な職員数を計画的に確保します。
2	業務量に応じた適正な人員配置	・業務の増減に対応し、適正な人員配置を行うとともに、業務の進捗状況を把握し、主査（担当）の変更など、組織内で流動的、柔軟な人員配置を行います。

③働き方改革の推進

職員が、仕事と家庭が両立できる働き方を実現していくことが活力あふれる職場環境の形成につながります。事務の効率化・簡素化、業務の精査等を行うことで、恒常的な時間外労働の削減に取り組めます。また、有給休暇や育児休暇等特別休暇を男女問わず取得しやすい職場環境の整備に努め、職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向け取り組みを行います。

取組内容		達成目標
1	特定事業主行動計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業や出産・育児に関する休暇の取得率90%以上を目指します。 ・ 職員の健康確保と、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、職員1人当たりの年次有給休暇の取得数12日以上を目指します。
2	恒常的な時間外労働削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各担当が行う業務の進捗状況や事務処理状況を共有することで、必要に応じて一時的な事務分担や事務補助を可能とし、恒常的な時間外労働の削減に取り組みます。 ・ 時間外労働を行う際の必要性、緊急性の再点検と事前申告を徹底し、不要不急な時間外労働の削減に取り組みます。 ・ 会議時間を短縮することで、時間外労働の削減に取り組みます。
3	イベントの精査による休日勤務の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日等勤務時間外に勤務が必要なイベント等の精査を行い、より効果的な集客方法を検討するとともに似た内容のイベントの統合や廃止、年間スケジュールの調整をするほか、アウトソーシングを導入することで効率的なイベント運営と動員を行い、休日勤務の削減に取り組みます。

(2) 簡素で効率的な行政事務の構築

①行政サービスの提供時間、提供手段の見直し

利用者のニーズと利用実態をふまえて、公共施設や窓口業務などの休館、開閉時間等の見直しと新たなサービス提供方法の導入を行い、サービスの向上と業務効率の向上を目指します。

取組内容		達成目標
1	公共施設の休館日等見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設や窓口業務などについて、利用者ニーズと利用実態、維持管理費の適正化など複数の視点から、休館日や、開閉時間等の見直しを行います。
2	役場窓口以外での住民票等交付の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内施設や商店等、役場窓口での交付以外の提供方法の導入を検討し、利用者の利便性向上と事務の効率化を図ります。

②行政のデジタル化

行政手続きの電子化、情報システムの標準化、ICT技術の導入、印鑑の省略等、行政サービスのデジタル化は喫緊の課題です。業務の合理化と経費削減を目指すとともに地域の実情に合わせた行政のデジタル化を行い、町民の利便性向上を目指します。

取組内容		達成目標
1	押印見直しの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の方針に基づき、可能な限り書面への署名、押印の省略を可能とします。

2	ペーパーレスの推進	・職員向け通知や会議資料の電子データでの配布、関係機関とのやり取りの電子化を奨励し、ペーパーレスを推進します。
3	行政手続きの電子化	・現在、窓口において書面での手続きを必要とする各種申請等について、可能な範囲でメール添付での提出やDXを推進し、オンライン上での手続きを可能とします。
4	既存システムの再点検と最適化	・現在使用している、庁内システムや基幹システムについて再点検し、最適化を図ります。
5	システム標準化への対応	・国の動向を注視し、業務システムの標準化・共通化に向けて取り組みます。

③事務事業の見直し

仕事の仕組み、やり方そのものを変え、最適な行政サービスを効率的に提供し、サービスの質の向上につなげていきます。

最適な行政サービスを効率的に提供するという事は、単純に低コストを目指すということではなく、逆に経費が必要な場合もあります。「最適な行政サービス」と「効率的な提供」の両立を目指した業務改革に取り組みます。

取組内容		達成目標
1	マニュアルの整備	・現在、法令等に基づき事務処理を行っている業務を、処理手順や業務内容をより分かりやすく示したマニュアル（標準的な仕事の手順を示した業務手順マニュアル、個別の業務別に手順を示した事務処理マニュアル）を作成し、業務の標準化、サービス基準の明確化を行い、業務の迅速化を図ります。
2	職場内の整理整頓	・電子媒体を含む文書や備品等の管理について共通ルールを設け、全職員が把握することで文書等の適切な管理と職場内の整理整頓を徹底し、事務の効率化を図ります。
3	電子決裁の推進	・現在、主に書面上で決裁を行っている事務処理について、段階的に電子決裁へ移行します。

(3) 職員の意識改革・能力向上

①意識改革・能力向上のための研修等

職員の意識を改革し、職員自身が意欲的、自主的に業務に取り組み、仕事の質を高めることが町民サービスの向上に直結します。そのための環境整備と研修制度の充実を行います。

取組内容		達成目標
1	人材育成基本方針の見直し	・人材育成基本方針を見直し、社会情勢の変化に対応した人材の育成のため計画的な研修を実施します。
2	各種研修の充実	・コンプライアンス意識や協働意識、カスタマサービスの向上など、全職員に共通する研修のほか、庁内システムの操作方法や財政、各課施策等についての基礎的研修や、各課や係等での独自の研修など、業務に対応した研修を充実させます。

3	研修受講のための環境整備	・全ての職員が、必要な研修を積極的に受講できるよう、オンライン受講の環境整備や組織内での業務調整等を行います。
---	--------------	---

基本方針3：町民協働によるまちづくりの推進

地方分権の進展により、自治体は自己責任・自己決定による自立した行政運営と、地域の特性と町民ニーズを取り入れたまちづくりが求められています。

このためには、町と町民とがともにまちづくりに取り組むことが必要で、これまでの「住民は行政が提供するサービスを受ける」関係から、「住民活動団体などが必要な公共サービスをつくる」関係に転換していくことが求められています。

住民自治を推進していくことと、住民への説明責任を充実させることにより、相互理解と信頼関係を構築し、住民と行政のパートナーシップによる行政サービスの推進を図ります。

(1) 町民参加型の行政運営の推進

①町民協働の仕組みづくり

協働のまちづくりとは、町民と町とが対等の立場で協力し合い、それぞれの役割と責任を自覚し、自分たちの町をつくっていく考えが基本となります。町民と町とが知恵を出し合い、協力しながらのまちづくりを実現するための仕組みを検討します。

取組内容		達成目標
1	協働手段の基準整備	<ul style="list-style-type: none"> ・協働事業に向けた仕組みづくりとして協働のまちづくりに関する方針を定め、町民と行政の役割（あり方）を検討しながら、各事業の目標設定と検証を行います。 ・公益性が高い地域貢献活動等に対し職員の副業を認めることで、人手不足の解消や社会的課題の解決など、地域の発展や活性化に努めます。
2	「町民の声」の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・町民からの意見、要望等について、受付から回答の公表まで統一した取扱いを行う「町民の声」の仕組みづくりを行います。 ・「町民の声」を行政運営に反映させる仕組みづくりを構築します。
3	パブリックコメントの制度化	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの手続き等の実施方法を制度化し、情報を一元化します。

②民間活力の利用促進

民間活力の導入は、同水準のサービスを低コストで実施できる場合に加えて、行政よりも専門的な知識やノウハウが豊富な場合に住民サービスの向上につながることも大きな目的となっています。また、地域の事業者が担うことで、新たな雇用の創出にもつながります。こうした利点を考えながら、効果的、効率的な事業を実施するため、民間活力の利用を促進します。

取組内容		達成目標
1	指定管理者制度適用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の目的や特性を踏まえて、指定管理者制度の導入の有無、選定方法の見直しを行います。

2	民間への委託・譲渡の検討	・町や実行委員会等が行うイベントや施設の管理等について、民間委託した場合の費用やサービス内容について比較検討を行い、より効果的、効率的な事業実施を目指します。
---	--------------	---

(2) 町民に開かれた町政の推進

①情報公開

町民と町との協働のまちづくりには、町民と町の円滑なコミュニケーションが不可欠です。広報誌や防災無線、IP告知端末、町ホームページ等を活用し、積極的な情報発信を行います。また、行政評価制度を導入し、より明確で透明性の高い、開かれた町政を目指します。

取組内容		達成目標
1	行政評価制度の導入	・事務改善や総合計画の推進、明確で透明性の高い町政に向けて行政評価制度を導入します。
2	効果的な情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌、防災無線、IP告知端末、HP、SNS等各種媒体を活用した効果的な情報発信を行います。 ・現在情報発信・受信に利用している機器について、将来も継続して利用できるよう、機器のメンテナンスや更新等を行います。